

職 職 一 1 0 2

平成30年5月1日

各府省事務次官 殿

各外局の長 殿

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則10—4（職員の保健及び安全保持）の運用について」の一部改正について（通知）

「人事院規則10—4（職員の保健及び安全保持）の運用について（昭和62年12月25日職福一691）」の一部を下記のとおり改正したので、平成30年5月1日以降は、これによってください。

記

別紙第1の様式中「人事院様式470」を削る。

別紙第2の様式中「人事院様式472」を削る。

別紙第3中「人事院様式469」を削る。

別紙第4の様式中「人事院様式468」を削る。

別紙第4の2及び別紙第4の3の様式中「人事院様式」を削る。

別紙第5の様式を次のように改める。

別紙第5 定期健康診断等の報告書の様式及び記入要領

1 様式

定期健康診断等報告書

平成

年度分

省庁名	職員数	人	40歳以上	人
			36歳以上40歳未満	人
			35歳	人

I 一般の健康診断

(その1)

健康診断の受診人員等								指導区分及び事後措置															
項目	対象者数 人	受診 実人員 人	受診 延人員 人	精 査 対 者 数 人	密 査 象 数 人	精 査 実 施 数 人	経 観 過 察 実 施 数 人	指導区分 (医療の面)		勤務上の措置													
								要 医 療 人	要 観 察 人	休 職 人	休 暇 人	勤 務 場 所 変 更 人	職 務 の 変 更 人	勤 務 の 軽 減 人	休 暇 に よ る 勤 務 時 間 の 短 縮 人	時 間 外 の 制 限 等	外 の 制 限 等	就 業 禁 止 人					
一般 定期 健康 診断	肺	肺がん胸部エックス線検査	( )	( )	( )	( )	( )																
		結核胸部エックス線検査																					
		喀痰細胞診	( )	( )	( )	( )	( )	( )															
	循 環	血压測定																					
		血糖検査	( )	( )	( )	( )	( )	( )															
		尿検査(蛋白)																					
		尿検査(糖)																					
		心電図検査	( )	( )	( )	( )	( )	( )															
	器	LDLコレステロール検査	( )	( )	( )	( )	( )	( )															
		HDLコレステロール検査	( )	( )	( )	( )	( )	( )															
		中性脂肪検査	( )	( )	( )	( )	( )	( )															
	断	胃	エックス線間接撮影	( )	( )	( )	( )	( )															
肝臓		肝機能検査	( )	( )	( )	( )	( )																
大腸		便潜血反応検査	( )	( )	( )	( )	( )																

一般定期健康診断の所要経費

職員厚生経費	円
共済・その他経費	円
個人負担経費	円

I 一般の健康診断

(その2)

省庁名 \_\_\_\_\_

平成 \_\_\_\_\_

年度分 \_\_\_\_\_

健康診断の受診人員、所要経費等										指導区分及び事後措置														
項目	対象者数 人	受診 実人員 人	受診 延人員 人	精 検 対 者 人	密 査 実 施 数 人	精 査 実 施 数 人	密 査 実 施 数 人	経 観 実 施 数 人	過 察 実 施 数 人	所要経費			指導区分 (医療の面)		勤務上の措置					就 業 禁 止 人				
										職 員 厚 生 経 費 円	共 ・ そ の 他 経 費 円	個 人 負 担 経 費 円	要 医 療 人	要 観 察 人	休 職 人	休 暇 人	勤 務 場 所 変 更 人	職 務 の 変 更 人	勤 務 の 軽 減 人		休 暇 に よ る 勤 務 時 間 の 短 縮 人	時 間 外 の 勤 務 の 制 限 等 人		
臨 時 の 健 康 診 断	第21条関係(1)~(8)																							
	子宮頸がん検診																							
	乳がん検診																							
	V D T 健診																							
採用時の健康診断																								
非常勤職員の健康診断	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
総合的な健康診査	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
心理的な負担の程度を把握するための検査	( )	( )	( )	( )	( )					( )	( )	( )												

職員の総合的な健康診査の受診状況

	受診実人員	重複受診実人員
40歳以上	人	人
36歳以上40歳未満	人	人
35歳	人	人
35歳未満	人	人

保健指導の実施状況

4項目有所見者数	人
精密検査実施数	人
保健指導実施数	人

II 特別の健康診断

省庁名 \_\_\_\_\_

平成 \_\_\_\_\_

年度分 \_\_\_\_\_

業務別健康診断の受診人員、所要経費等											指導区分及び事後措置											
項	目	対象者数 人	受診 実人員 人	受診 延人員 人	精 査 対 者 数 人	密 査 実 施 数 人	密 査 実 施 数 人	経 過 観 察 実 施 数 人	所要経費			指導区分 (医療の面)		勤務上の措置							就業 禁止 人	
									職 員 厚生 経費 円	共 済 ・ 其 他 経 費 円	個 人 負 担 経 費 円	要 医 療 人	要 観 察 人	休 職 人	休 暇 人	勤 務 場 所 の 変 更 人	職 務 の 変 更 人	勤 務 の 軽 減 人	休 暇 に よ る 勤 務 時 間 の 短 縮 人	時 間 外 の 勤 務 の 制 限 等 人		
特 別 定 期 健 康 診 断	規 則 別 表 第 2 の 業 務	第1号																				
		第2号																				
		第3号																				
		第4号																				
		第5号																				
		第6号																				
	規 則 別 表 第 3 の 業 務	第2号																				
		第3号																				
		第4号																				
		第5号																				
		第6号																				
		第7号																				
	第8号	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----												
	第9号																					
配置前の健康診断																						
非常勤職員の健康診断																						

別紙第5の記入要領の（一般の健康診断）の(10)中「(8)」を「(9)」に改め、同紙の記入要領の（一般の健康診断）中(10)を(11)とし、(9)を(10)とし、同紙の記入要領の（一般の健康診断）の(8)中「(9)」を「(10)」に改め、同紙の記入要領の（一般の健康診断）中(8)を(9)とし、(7)を(8)とし、同紙の記入要領の（一般の健康診断）の(6)中「子宮がん健診」を「子宮頸がん検診、乳がん検診」に改め、同紙の記入要領の（一般の健康診断）中(6)を(7)とし、(3)から(5)までを(4)から(6)までとし、(2)の次に(3)として次のように加える。

- (3) 「精密検査対象者数」の欄には、「心理的な負担の程度を把握するための検査」以外の健康診断については各健康診断を受診した結果、更に検査が必要と認められた職員の数を、「心理的な負担の程度を把握するための検査」については第22条の4関係第11項に定める要件に該当した職員の数を、それぞれ記入すること。

なお、（ ）内には、(1)の対象者以外の職員について外数として記入すること。

別紙第5の記入要領の（一般の健康診断）に(12)及び(13)として次のように加える。

- (12) 「重複受診実人員」の欄には、一般定期健康診断と総合的な健康診査のいずれも受診した職員の数を記入すること。

- (13) 「保健指導」とは、規則第24条の2に規定するものをいい、「4項目有所見者数」の欄には、第24条の2関係第1項(1)から(4)までに掲げる検査のいずれにも異常の所見があると診断された職員の数を記入すること。

別紙第6の様式中「人事院様式460」、「人事院様式461」及び「人事院様式462」を削る。

別紙第7の様式中「人事院様式463」、「人事院様式464」及び「人事院様式465」を削る。

別紙第8の様式中「人事院様式466」を削る。

以 上